

小規模事業持続化補助金

小規模事業者のための補助金活用で売上・集客力アップ

小規模事業者持続化補助金とは!!

小規模事業者が商工会の助言を受けながら、「販路開拓や拡大などのための経営計画書」を作成し、その計画に取り組む経費の 2/3 が補助させる補助金制度です。

補助限度額:50万円

※下記に取り組む事業者は上限 100 万円
・市町村の創業支援等事業の支援を受けた者
・買い物弱者対策に取り組む事業者

＜対象となる取り組みの例＞

(1) 機械装置等の購入

・新規顧客の開拓を目的とした商品を製造する50万未満の機械購入

(2) 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシ、ウェブサイトを作成、新聞雑誌広告掲載するなど

(3) 集客力を高めるための店舗改装

・新たな客層の集客を図るための店舗の改装

(4) 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会への出展

(5) 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新



※補助事業の要件

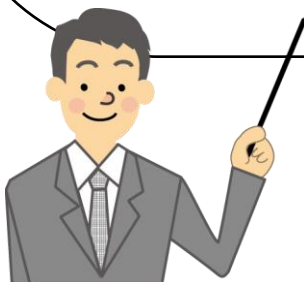
地道な販路開拓を目指す事業であること

令和元年 12 月 31 日 (火) までにすべての事業が完了すること

概ね 1 年以内に売上げにつながるが見込まれる事業

商工会の支援を受けながら取り組む事業(商工会の助言、指導、融資斡旋等)

○申請を希望される事業者は商工会までお問い合わせください
申込みに必要な事項をご説明いたします。



小規模事業者とは…

卸売業・小売業・サービス業 (宿泊業・娯楽業以外)	常時雇用する従業員数 5人以下
宿泊業・娯楽業・製造業等	常時雇用する従業員数 20人以下

受付締切:一次締切 令和元年6月25日
二次締切 令和元年7月25日

(すべての必要書類の提出が必要になります)

申込み 木島平村商工会 Tel 82-3994